

(仮称) 札幌市環境影響評価に係る図書等の縦覧の継続等に関する要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市環境影響評価条例（平成 11 年条例第 47 号。以下「条例」という。）に基づく、計画段階環境配慮事項の検討、環境影響評価及び事後調査に係る図書及び書類（以下「図書等」という。）の縦覧の継続等を行うにあたり必要となる事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 この要綱は、図書等の縦覧の継続等を行うにあたり必要となる事項を定めることにより、図書縦覧の連続性を確保し、環境影響評価制度におけるコミュニケーションの促進に寄与することを目的とする。

(用 語)

第 3 条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び札幌市環境影響評価条例施行規則（平成 12 年規則第 21 号）において使用する用語の例による。

(対 象)

第 4 条 この要綱の対象となる図書等は、別表 1、2、3 の左欄に示すものとする。

(公表の継続等の同意)

第 5 条 市長は、条例に基づく縦覧期間が終了した図書等について、公表の継続を行う場合は、事業者（都市計画決定を要する事業の場合は「都市計画決定権者」と読み替える。以下同様とする。）から公表の継続について同意を得ることとする。

2 事業者は、前項にかかる同意について、条例で規定する図書等の縦覧期間内に様式 1 により市長へ届け出ることとする。

3 前 2 項に係る届出については、条例における各手続段階ごとに行うものとする。

(公表の継続の方法)

第 6 条 市長が図書等の公表の継続を行う場合は、次の各号のとおりとする。

(1) インターネットの利用による場合

札幌市の公式ウェブサイトにおいて公表する。

(2) インターネット以外（冊子等）による場合

札幌市環境局環境都市推進部の事務室内において縦覧する。

(公表の継続の期間)

第7条 図書等の公表の継続期間は、別表1、2、3の右欄に示すとおりとする。

(公表の継続の停止)

第8条 前条の規定による図書等の公表継続期間において、事業者は市長に対し図書等の公表継続の停止を申し出ることができる。

- 2 前項の申し出は、様式2により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の申し出があった場合はすみやかに公表の継続を停止することとする。

(図書等にかかる電磁的記録)

第9条 事業者が第5条の規定による公表の継続に同意した場合は、図書等に係る電磁的記録を次の仕様のとおりに市長へ提出することとする。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 各手続段階の図書等の内容 | PDF形式等改ざんされにくいもの |
| (2) (1)の記録媒体 | CD-ROMまたはDVD等 |
| (3) (1)のファイル容量 | 各章等に分割したもので概ね2MB以下 |

(著作権への配慮)

第10条 市長が図書等の公表を継続する場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)に基づく著作権者の権利について、必要な保護を図らなければならない。

(個人情報への配慮)

第11条 事業者は当該図書等の記載内容について、札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号。以下「保護条例」という。)の規定による利用及び提供並びに適正な管理について遵守することとする。

(事業者によるサービス提供)

第12条 事業者は、条例に規定する図書等の縦覧期間及びこの要綱に規定する市長による公表の継続期間において、次のサービスを提供するよう努めることとする。

- (1) インターネットを利用した図書等の印刷
 - (2) 紙媒体による図書等の貸出し
- 2 前項について、事業者が同意する場合は、その旨を様式3により市長に届け出し、市長は事業者の同意事項を市民に周知しなければならない。
 - 3 事業者は前項の同意を取り消す場合は、様式4により届け出ることとする。
 - 4 前項の届け出があった場合は、市長はすみやかにその旨を公表することとする。

(札幌市環境影響評価審議会からの要請)

第13条 札幌市環境影響評価審議会規則（平成12年規則第22号）第5条で規定する資料の提出要請があった場合、事業者は当該資料を審議会で公開することに係る同意について、様式5により同審議会会長あて届け出ることとする。

2 事業者は、前項における資料の提出要請に同意する場合は、資料の内容について保護条例及び希少種等の情報に配慮することとする。

3 市長は、当該資料を札幌市の公式ウェブサイト上に掲載することとする。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局（環境管理担当部長）が定める。

2 前項において、事業者と協議が必要な場合は、環境局（環境共生推進担当課長）が行う。

（附則）

（施行期日等）

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行前に条例の規定に基づく縦覧を終了した図書等については、この要綱の規定は適用しない。

別表 1

図書等		公表継続期間
計画段階環境配慮書 (条例第 6 条の 3)		条例第 6 条の 5 に規定する配慮書の縦覧期間の最終日の翌日から条例第 10 条に規定する方法書の縦覧終了日まで
方法書 (条例第 8 条)		条例第 10 条に規定する方法書の縦覧期間の最終日の翌日から条例第 19 条に規定する準備書の縦覧終了日まで
準備書 (条例第 17 条)		条例第 19 条に規定する準備書の縦覧期間の最終日の翌日から条例第 28 条に規定する評価書の縦覧終了日まで
評価書 (条例第 26 条)	事後調査 なし	条例第 28 条に規定する評価書の縦覧期間の最終日の翌日から条例第 38 条で規定する対象事業の完了の届け出まで
	事後調査 あり	条例第 29 条に規定する評価書の縦覧期間の最終日の翌日から条例第 40 条に規定する事後調査報告書のうち最終の事後調査報告書の縦覧終了日まで
事後調査報告書 (条例第 39 条)	最終以外	条例第 40 条に規定する事後調査報告書の縦覧期間の最終日の翌日から最終の事後調査報告書の縦覧期間終了日まで
	最終	継続なし (条例第 40 条に規定する縦覧期間)

別表 2

図書等		公表継続期間
配慮書に係る見解書 (条例第 6 条の 8)		条例第 6 条の 9 に規定する見解書の縦覧期間の最終日の翌日から条例第 10 条に規定する方法書の縦覧開始日の前日まで
方法書に係る見解書 (条例第 12 条)		条例第 13 条に規定する縦覧期間の最終日の翌日から条例第 19 条に規定する準備書の縦覧開始日の前日まで
準備書に係る見解書 (条例第 22 条)		条例第 23 条に規定する縦覧期間の最終日の翌日から条例第 28 条に規定する評価書の縦覧開始日の前日まで
事後調査報告書 に係る見解書 (条例第 41 条の 2)	最終 以外	条例第 41 条の 4 に規定する縦覧期間の最終日の翌日から最終の事後調査報告書に係る見解書の縦覧終了日まで
	最終	継続なし (条例第 41 条の 4 に規定する縦覧期間)

別表 3

図書等	公表継続期間
審議会からの提出要請資料 (審議会規則第 5 条)	無期限

様式 1

環境影響評価図書等の公表継続に係る同意について

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

⑩

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び

代表者の氏名

電話番号

札幌市環境影響評価に関する図書等の縦覧の継続等に関する要綱に規定する環境影響評価図書等の公表等の継続について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 対象の図書等
- 3 公表を継続することの同意について
 同意する 同意しない
- 4 同意する場合の公表の継続方法
 札幌市環境局ホームページ上への掲載
公表を継続するにあたって提出する電磁情報
 ファイル形式 PDF その他 ()
 提出媒体 CD-ROM DVD その他 ()
 札幌市環境局環境都市推進部事務室内における図書等の冊子による縦覧
- 5 公表を継続する場合の期間
札幌市環境影響評価に関する図書等の縦覧の継続等に関する要綱第6条の規定のとおり。

(参考) 同意しない理由 (記載任意)

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式2

環境影響評価図書等の公表の継続の停止申出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

⑩

電話番号

平成 年 月 日付で「環境影響評価図書等の公表継続に係る同意について」を提出しておりますが、下記のとおり同意を取り消すことを申し出ます。

記

1 事業の名称

2 同意を取り消す事項

札幌市環境局ホームページ上への掲載

札幌市環境局環境共生推進担当課における図書等の冊子による縦覧

3 同意を取り消す期日

年 月 日から

(参考) 同意を取り消す理由 (記載任意)

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式3

環境影響評価図書等の印刷・貸出の同意について

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

⑩

電話番号

札幌市環境影響評価に関する図書等の縦覧の継続等に関する要綱に規定する環境影響評価図書等の印刷・貸出について、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の名称

2 対象の図書等

3 同意について

① インターネット上のファイルの印刷

同意する 同意しない

② 冊子による図書等の貸出し

同意する 同意しない

同意する場合の貸出期間 日間 貸出部数 部

(参考) 同意しない理由 (記載任意)

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 4

環境影響評価図書等の印刷・貸出の同意取消申出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

⑩

電話番号

平成 年 月 日付で「環境影響評価図書等の印刷・貸出の同意について」を提出しておりますが、下記のとおり同意を取り消すことを申し出ます。

記

1 事業の名称

2 同意を取り消す事項

インターネット上のファイルの印刷

紙ベースによる図書等の貸出し

3 同意を取り消す期日

年 月 日から

(参考) 同意を取り消す理由 (記載任意)

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式5

札幌市環境影響評価審議会からの要請・公表について

年 月 日

(あて先) 札幌市環境影響評価審議会会長

住 所

届出者

氏 名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名]

電話番号

札幌市環境影響評価に関する図書等の縦覧の継続等に関する要綱に規定する札幌市環境影響評価審議会からの資料等の提出要請、公表について、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業の名称

2 対象となる資料

3 同意について

- ① 審議会への資料提出 同意する 同意しない
② 同意する場合の公表について 同意する 同意しない

(参考) 同意しない理由 (記載任意)

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。